

○総務省告示第三百七十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和五年十一月十日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更前欄に掲げる対象規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

変 更 後				変 更 前			
第2 周波数割当表 [1～7 略] 周波数割当表 [第1表 略] 第2表 27.5MHz-10000MHz				第2 周波数割当表 [1～7 同左] 周波数割当表 [第1表 同左] 第2表 27.5MHz-10000MHz			
[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[略]	750-770 J91	陸上移動 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz 帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表8-9による。	[同左]	[同左]	[同左]	700MHz 帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表8-10による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[略]	1850-1885 J94	移動 J136 電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジタルコードレス電話用とし、割当ては別表8-6による。	[同左]	[同左]	[同左]	電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当ては別表8-7に、携帯無線通信用への割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はPHS用とし、割当ては別表8-7による。
[略]	1885-1980 J137	移動 J138 J139 電気通信業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジタルコードレス電話用とし、割当ては別表8-6による。	[同左]	[同左]	[同左]	電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当ては別表8-7に、携帯無線通信用への割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジタルコードレス電話用及びPHS用とし、デジタルコードレス電話用への割当ては別表8-6に、PHS用への割当ては別表8-7による。
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[略]	5770-5850 J37	移動 公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用又は一般業務用のうち、狭域通信システムの基地局への割当ては、別表11-3による。 小電力業務用での使用は狭域通信システム用とし、割当ては別表8-7及び別表8-8による。	[同左]	[同左]	[同左]	公共業務用又は一般業務用のうち、狭域通信システムの基地局への割当ては、別表11-3による。 小電力業務用での使用は狭域通信システム用とし、割当ては別表8-8及び別表8-9による。
[略]	[略]	無線標定 公共業務用		[同左]	[同左]	[同左]	
[略]	[略]	アマチュア アマ J185 用		[同左]	[同左]	[同左]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

第3表 10GHz-3000GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	37.5-38 J260	固定	公共業務用 一般業務用	
		固定衛星 (宇宙から地球) J264A	電気通信業務用 公共業務用	
		移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
		宇宙研究 (宇宙から地球) 地球探査衛星(宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
	38-39.5 J260	固定 J264B	公共業務用 一般業務用	
		固定衛星 (宇宙から地球) J264A	電気通信業務用 公共業務用	
		移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表10-1による。
		地球探査衛星(宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[別表1-1~別表8-5 略]

第3表 10GHz-3000GHz

[同左]	国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、PHS用エントランス回線とする。
	[同左]	[同左]	[同左]	
	[同左]	[同左]	[同左]	
	[同左]	[同左]	[同左]	
	[同左]	[同左]	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、PHS用エントランス回線とする。
	[同左]	[同左]	[同左]	
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表1-1~別表8-5 同左]

別表 8-6 デジタルコードレス電話の無線局の周波数表

1893.65MHz 以上 1905.95MHz 以下の周波数であって、1893.65MHz 及び 1893.65MHz に 300kHz の自然数倍を加えたもの
1885.248MHz 以上 1904.256MHz 以下の周波数であって、1885.248MHz 及び 1885.248MHz に 1728kHz の自然数倍を加えたもの
1891MHz、1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz、1901MHz、1909.1MHz、1911.6MHz、1914.1MHz

[削る]

別表 8-7 狭域通信システムの陸上移動局の周波数表

[略]

別表 8-8 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の周波数表

[略]

別表 8-9 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

[略]

[別表 9-1～別表 11-3 略]

遷移 番号 [] の周波数は削除される。

別表 8-6 デジタルコードレス電話の無線局の周波数表

1893.65MHz 以上 1905.95MHz 以下の周波数であって、1893.65MHz 及び 1893.65MHz に 300kHz の自然数倍を加えたもの
1895.616MHz 以上 1904.256MHz 以下の周波数であって、1895.616MHz 及び 1895.616MHz に 1728kHz の自然数倍を加えたもの
1891MHz、1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz、1901MHz、1914.1MHz

別表 8-7 PHS の陸上移動局の周波数表

1884.65MHz 以上 1915.55MHz 以下の周波数であって、1884.65MHz 及び 1884.65MHz に 300kHz の自然数倍を加えたもの

別表 8-8 狭域通信システムの陸上移動局の周波数表

[同左]

別表 8-9 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の周波数表

[同左]

別表 8-10 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

[同左]

[別表 9-1～別表 11-3 同左]